

医療的ケア児者の方へアルコール綿と精製水を配布します

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、アルコール綿及び精製水を一括して買い上げ、在宅で、以下の医療的ケアを受けている障害児者に、無償で優先配布することとしました。

※ 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者の方（65歳未満の障害者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方）で優先配布を希望する方を対象としています。

対象となる医療的ケア

- ① 人工呼吸器装着
- ② 在宅中心静脈栄養（HPN）
- ③ 気管切開（①に該当しない者）
- ④ 喀痰吸引（①③に該当しない者）

詳細は以下のリンク先から厚生労働省ホームページにアクセスしてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html